

解説

輸入貨物代金の決済通貨等に関する取扱いについて

輸入承認証により決済する輸入貨物代金の決済通貨等に関する取扱いについては、下記の要領によることとなっています。

1 輸入貨物代金の建値通貨と決算通貨とが同一の場合

- ① 輸入承認証(以下「I/L」という。)の外国為替金額の総計欄のドル換算については、昭和34年1月31日付輸入注意事項34第3号(決済通貨等の取扱いについて)に基づき貿易局長が定める換算率に従い輸入承認時の月の換算率により行うこと。
- ② 決済については、外国為替金額欄に記載された決済通貨で行い、かつ、外国為替金額欄に記載された外国為替金額の範囲内で行うこと。

(例1) マルク建マルク払い

I/L表面:		I/L裏面:	
外国為替 金額	DM 7,319.00	決済金額	DM 7,319.00
総計	\$ 3,000.00	通関欄の 送状金額	DM 7,319.00

2 輸入貨物代金の建値通貨と決済通貨が異なる場合

- ① I/Lの申請時に輸入契約書の確認書類を承認機関に提出させ、外国為替金額の総計欄のドル換算については、輸入承認時の建値を当該月の換算率により行うとともに、外国為替金額欄には例2のように記載するものとする。
- ② 決済については、外国為替金額欄に記載された決済通貨で行い、かつ、外国為替金額欄に記載され建値通貨金額の範囲内で行うこと。

(例2) マルク建ドル払い

I/L表面:		I/L裏面:	
外国為替 金額	DM 7,319.00 相当分の US \$ 払い	決済金額	US \$ 3,044.70 (1DM= US \$ 0.416)
総計	\$ 3,000.00	通関欄の 送状金額	DM 7,319.00

3 輸入貨物代金の建値通貨は変わらないが、契約変更により決済通貨が変更される場合

- ① 輸入貨物の通関前或いは通関後を問わず、外国為替金額欄は、例3-1又は例3-2により当該建値通貨相当分の決済通貨に承認機関で内容変更をし、その範囲内で決済を行うこと。

② 承認機関の確認は、2の①及び②を準用すること。この場合2の①にあつては、「I/Lの申請時」を「I/Lの内容変更時」に読み替えるものとする。

(例3-1) ドル建ドル払い → ドル建ポンド払い

I/L表面:

外国為替金額	US \$ 5,000.00	}	→ US \$ 5,000.00 相当分の £ 払い
総計	\$ 5,000.00		

I/L裏面:

決済金額	£ 3,270.00 (1US \$ = £ 0.654)
通関欄の送状金額	US \$ 5,000.00

(例3-2) ポンド建ドル払い → ポンド建マルク払い

I/L表面:

外国為替金額	£ 2,053.00 相当分の	}	→ £ 2,053.00 相当分のマルク払い
総計	US \$ 5,000.00		

I/L裏面:

決済金額	\$ 5,132.50	}	→ DM 502.98
	(£ 1.00 = \$ 2.50)		
通関欄の送状金額	£ 2,053.00		£ 2,053.00

4 契約変更により輸入貨物代金の建値通貨が変更される場合

① 契約変更前の建値通貨を契約変更時の月の換算率により換算した変更後の建値通貨の範囲内で決済を行うこと。なお当事者の契約変更金額が変更後の建値通貨を上回る場合(例えば例4のように:DM6,000 が契約変更時の月の換算率で換算した金額がUS \$ 3,500.00 であればよいが、当事者の契約変更金額がUS \$ 4,000.00 とすればUS \$ 500.00 が上回るようになるような場合は、当該上回る分について追加I/Lを取得すること。

(例4) I/L表面:

		3月1日変更時の換算ルートにより換算した金額	
外国為替金額	1月1日 DM 6,000	}	→ US \$ 3,500 US \$ 3,500 相当の S F or US \$ 3,500 US \$ 3,000
総計	US \$ 3,000		

② 承認機関の確認は、2の①及び②を準用すること。この場合は、2の①にあつては、「I/Lの申請時」を「I/Lの内容変更時」に読み替えるものとする。

5 輸入割当てが金額により行われる貨物についての決済通貨等の取扱い輸入割当てが金額により行われる貨物については別途通達がでるまで次によること。

① 前記1、2、3を準用すること。この場合には、「外国為替金額の範囲内」を「外国為替金額の総計欄の範囲内」に読み替えるものとする。ただし、前記4は準用しないこと。

- ② 契約変更により建値通貨が変更されるばあいは、当初の建値通貨を輸入承認時の月の換算レートにより行うこと。この場合にあつては換算金額はI/Lの外国為替金額総計欄の範囲内で行うこと。